⑶　弁済方法
上記⑵による免除後の残額（別紙９「租税等の請求権納付計画表（関西エコノミー）」の「納付額」欄記載の金額）を、更生計画認可決定確定の日から２か月以内に一括して納付する。
２　労働債権
確定した優先的更生債権（労働債権）はない。
第４節　ホテル関西の確定更生債権（一般更生債権）
１　確定債権額
確定した更生債権者（一般更生債権）及び更生債権額（ただし、更生手続開始決定の日以降の利息・損害金を除く。以下「確定更生債権額」という。）は、別紙10「更生債権弁済計画表（ホテル関西）」の「債権者名」及び「確定更生債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
ア　確定更生債権者総数　25名
イ　確定更生債権額の総額
金7342万8680円
（内訳）
元本　金7288万8483円
更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　金54万0197円
２　権利の変更
別紙10「更生債権弁済計画表（ホテル関西）」記載の更生債権について、更生計画認可決定の時に、
⑴　更生手続開始決定の日以降の利息・損害金については、その全額
⑵　元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金については、確定更生債権額の80パーセントの免除を受ける。
３　弁済方法
上記２による免除後の残額（「更生債権弁済計画表（ホテル関西）」の「弁済額」欄記載の金額）を、更生計画認可決定確定の日から２か月以内に一括して弁済する。
第５節　関西エコノミーの確定更生債権（一般更生債権）
１　確定債権額
確定した更生債権者（一般更生債権）及び確定更生債権額は、別紙11「更生債権弁済計画表（関西エコノミー）」の「債権者名」及び「確定更生債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
ア　確定更生債権者総数　４名
イ　確定更生債権額の総額
金6914万3324円
（内訳）
元本　金6860万1552円
更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金　金54万1772円
２　権利の変更
別紙11「更生債権弁済計画表（関西エコノミー）」記載の更生債権について、更生計画認可決定の時に、
⑴　更生手続開始決定の日以降の利息・損害金については、その全額
⑵　元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金については、確定更生債権額の80パーセントの免除を受ける。
３　弁済方法
上記２による免除後の残額（「更生債権弁済計画表（関西エコノミー）」の「弁済額」欄記載の金額）を、更生計画認可決定確定の日から２か月以内に一括して弁済する。
第６節　弁済に関するその他の事項
１　端数処理
更生債権に対する免除額の計算において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
２　弁済の場所等
⑴　更生計画による弁済は、本章に特別の定めがある場合を除き、更生会社の本店所在地である大阪市北区兎我野町９番15号において行う。
⑵　前記⑴の規定にかかわらず、更生債権者等が更生会社の定める手続により預金口座への振込みによる支払を求めたときは、更生会社が振込手数料を負担してその指定する預金口座あてに振り込む方法により弁済する。
⑶　租税等の請求権の納付は、徴収権者の指定する方法により、指定する場所で行う。
３　弁済期日が休日の場合の取扱い
本章において金銭債務の弁済期日として定められた日が金融機関の休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。
４　遅延損害金
更生債権等について更生計画に定める弁済を遅滞した場合の遅延損害金は、年６分の割合による金員とする。
５　債権譲渡等の取扱い
⑴　本計画案提出日（平成22年６月30日）以降、更生債権の譲渡又は移転を原因とする届出名義の変更があったときは、権利の変更及び弁済方法は、当該届出名義変更前の債権額を基準として適用する。届出名義の変更が、更生債権の一部の譲渡又は移転を原因とするときは、新旧債権者各自の有する債権額に応じて免除額を按分負担し、また弁済額を按分取得する。
⑵　本計画案提出日（平成22年６月30日）以降、更生債権の放棄又は取下げがあったときは、本章の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として適用する。
第８章　債務の弁済資金の調達方法等
第１節　債務の弁済資金の調達方法
更生債権に対する弁済資金は、更生会社２社それぞれの手持資金、津多家に対する第三者割当増資に伴う株式払込金及び津多家からの融資金をもって行う。
第２節　更生計画において予想された額を超える収益金の使途
更生計画において予想された額を超える収益金が生じた場合は、更生会社２社の運転資金及び必要設備の投資等に充てるものとする。
第９章　共益債権の弁済
第１節　ホテル関西の共益債権
平成22年５月末日時点の未払共益債権は、別紙12「共益債権一覧表（ホテル関西）」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
ア　共益債権者総数　11名
イ　共益債権総額　金1748万0301円
上記未払共益債権及び平成22年６月１日以降に発生する共益債権は、津多家に対する第三者割当増資に伴う株式払込金及び津多家からの融資金、営業上の収益金その他をもって随時弁済する。
第２節　関西エコノミーの共益債権
平成22年５月末日時点の未払共益債権は、別紙13「共益債権一覧表（関西エコノミー）」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
ア　共益債権者総数　７名
イ　共益債権総額　金1721万7893円
上記未払共益債権及び平成22年６月１日以降に発生する共益債権は、津多家に対する第三者割当増資に伴う株式払込金及び津多家からの融資金、営業上の収益金その他をもって随時弁済する。
第10章　株主の権利の変更等
第１節　株式の取得
１　ホテル関西の株式の取得
ホテル関西は、以下のとおり、更生計画認可決定時におけるホテル関西の発行済株式全部を無償で取得する。
⑴　ホテル関西が取得する株式の数
1000株
⑵　ホテル関西が株式を取得する日
ホテル関西が株式を取得する日は、第４節１に定める募集株式発行の効力発生日とする。
２　関西エコノミーの株式の取得
関西エコノミーは、以下のとおり、更生計画認可決定時における関西エコノミーの発行済株式全部を無償で取得する。
⑴　関西エコノミーが取得する株式の数
1000株
⑵　関西エコノミーが株式を取得する日
関西エコノミーが株式を取得する日は、第４節２に定める募集株式発行の効力発生日とする。